

公立大学法人京都市立芸術大学における利益処分について  
(平成27年度決算)

### 1 剰余金の概要(損益計算書より)

27年度の剰余金は「約600千円」です。(詳細は下表のとおり)

(単位：千円)

区 分	27 決 算	備 考
経常費用 (①)	2,200,849	
経常収益 (②)	2,201,467	
当期純利益 (③ = ② - ①)	618	
目的積立金取崩額 (④)	0	
当期総利益 (⑤ = ③ + ④)	618	剰余金

### 2 剰余金の発生理由

27年度は収支がほぼ均衡となりました。

当初予算においては、給与改定による人件費の負担の増加などに対応しつつ、教育研究活動を推進するため、目的積立金13,000千円の取り崩しを予定していましたが、外部資金の積極的な獲得によって法人予算における研究経費の圧縮を図り、また事務の効率化や無駄の削減の徹底などにより支出経費の削減に努め、結果として、目的積立金の取り崩しを回避し、約600千円の剰余金が生じたものです。

### 3 今後の目的積立金の活用について

28年度以降については、給与改定による人件費の負担増や運営費交付金の削減ノルマに対応しつつ、第一期中期計画期間における教育研究水準をこれまでと同様に維持するため、目的積立金を必要に応じて取り崩し、計画的な活用を図っていきます。

なお、法人としては、引き続き、経費の節減に努めるとともに、自己収入拡大のため、受託事業や補助金等の外部資金の獲得に向けて努力していきます。

#### 【参考】目的積立金の使途について

目的積立金の使途については、別紙の「公立大学法人京都市立芸術大学目的積立金取扱要綱」で対象となる事業を定めております。

- (1) 教育・研究環境の向上につながる事業
- (2) 中期計画の推進につながる事業
- (3) 収入増につなげるための事業
- (4) 移転整備事業(準備も含む。)
- (5) 法人の財政基盤の安定化

# 公立大学法人京都市立芸術大学目的積立金取扱要綱

(平成25年6月14日決定)

## (目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の決算において発生する剰余金（以下「剰余金」という。）を中期計画に定められた使途に充当するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (目的積立金の計上)

第2条 剰余金は、地方独立行政法人法第40条第3項の規定により、京都市長の承認を受けた後、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善目的積立金」（以下「目的積立金」という。）として計上する。

2 目的積立金を取り崩して前条の使途に充当する場合には、経営審議会の審議に付した後、理事会の議決を得るものとする。

## (充当方針)

第3条 目的積立金は、教育・研究環境の向上や中期計画の推進等のために、各年度で編成した予算では十分に対応できない事業等で、かつ、後年度の運営経費の負担を伴わない事業等（人件費やリース料等は後年度負担を伴うため対象外）に充当する。

## (対象事業等)

第4条 前条に定める目的積立金を充当する事業等は、以下のとおりとする。

- (1) 教育・研究環境の向上につながる事業
- (2) 中期計画の推進につながる事業
- (3) 収入増につなげるための事業
- (4) 移転整備事業（準備を含む。）
- (5) 法人の財政基盤の安定化

## (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、目的積立金の充当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、決定の日から施行する。